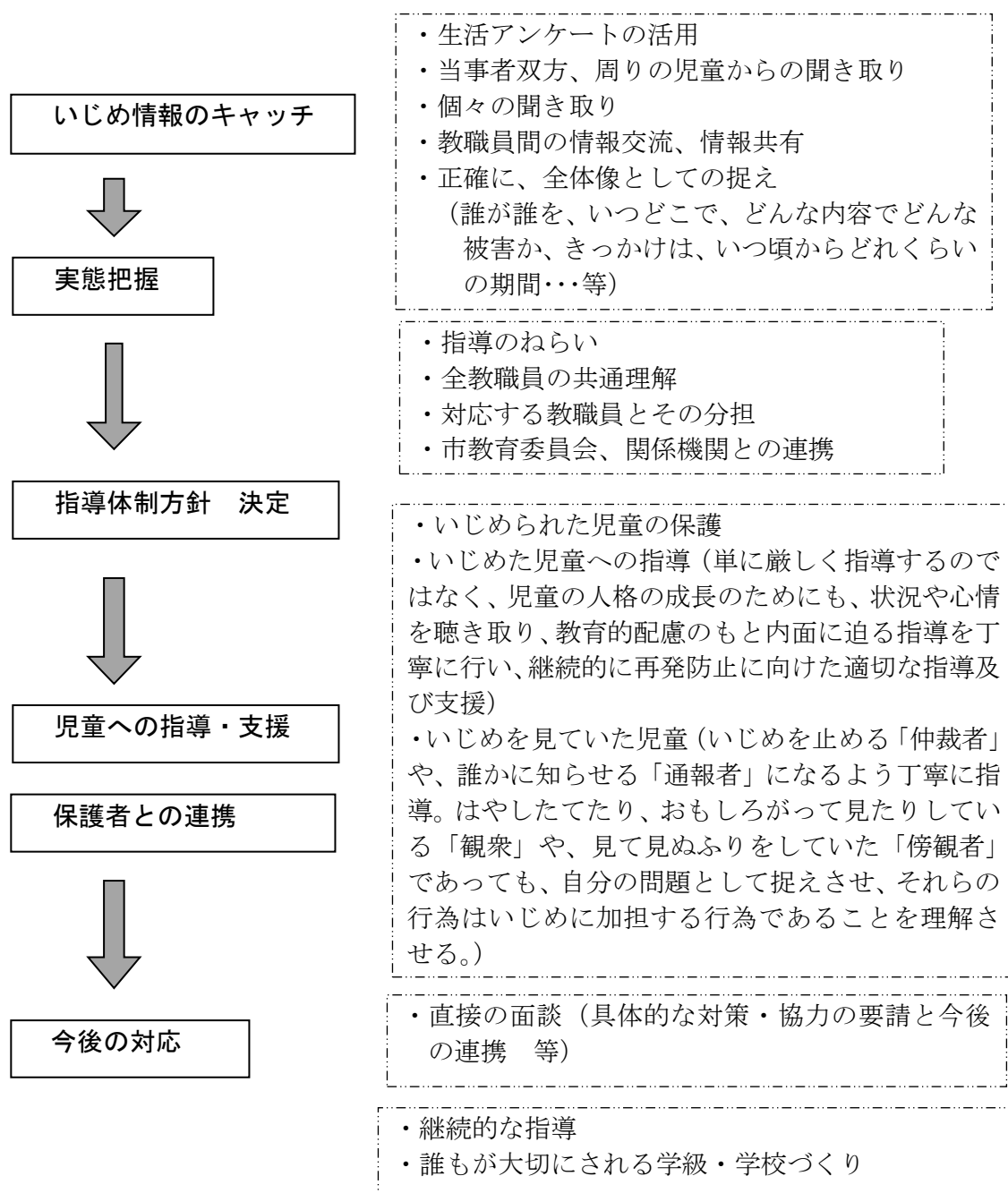


## ○学校いじめ防止基本方針〔抜粋〕

### 【基本となる考え方】

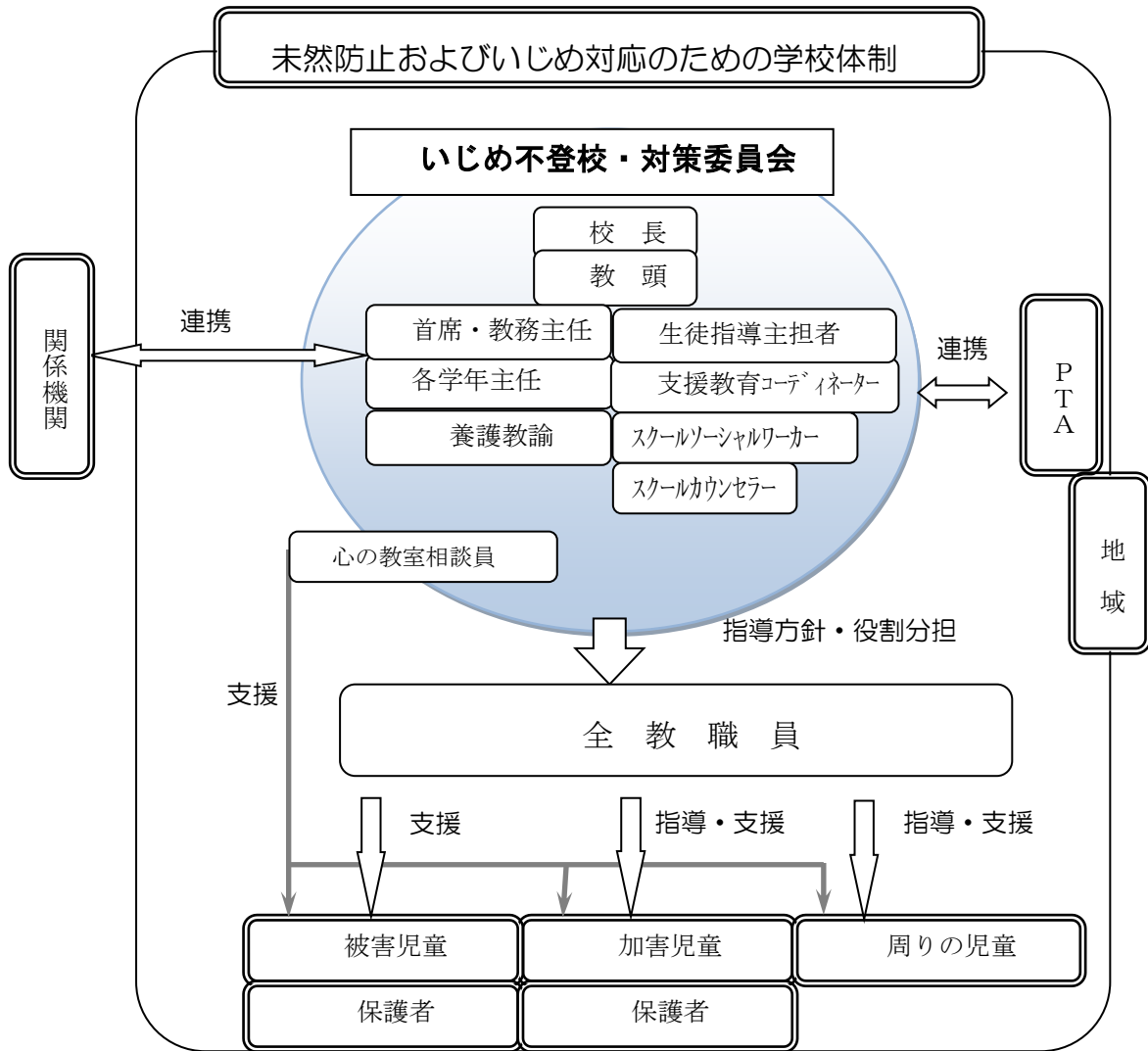
- 誰もが、いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければならない。
- 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組む。
- 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努める。
- 子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識し、自らを含めたすべての人が安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努める。
- いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組を進める。



## いじめ防止対策年間計画

	教職員の取組	児童の活動	保護者・地域連携
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫企画委員会</li> <li>・心の教室相談</li> <li>・小中いきいき授業交流</li> <li>・小中生徒指導担当者交流会</li> <li>・生徒指導報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始業式</li> <li>・心の教室相談</li> <li>・児童集会</li> <li>・学年交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の教室相談</li> <li>・学校だよりの配付</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針の検討</li> <li>・いじめ、体罰等に関する研修</li> <li>・児童進級に伴う引継ぎ</li> <li>・人権・支援全体会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級開き、学級ルールづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ストップいじめ」配付</li> <li>・地区児童会、集団下校</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート</li> <li>・児童チェックシート</li> <li>・災害時引き渡し訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6年憲法の集い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時引き渡し訓練</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観・学級懇談会</li> <li>・人権支援全体会</li> <li>・支援学級授業公開週間</li> <li>・生活アンケート</li> <li>・児童チェックシート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート</li> <li>・校外学習</li> <li>・5年宿泊学習</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談会</li> <li>・人権教育校内研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終業式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA広報誌発行</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方中学校区合同研修</li> <li>・いじめ防止に関する校内研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始業式</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート</li> <li>・児童チェックシート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6年中学授業体験</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観</li> <li>・学級懇談会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会</li> <li>・校外学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民体育祭</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート</li> <li>・児童チェックシート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6年クラブ見学</li> <li>・児童会枚二っこまつり</li> <li>・生活アンケート</li> <li>・6年修学旅行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年高齢者との交流</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談会</li> <li>・土曜授業 オープンスクール</li> <li>・人権支援全体会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終業式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA 枚二まつり</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート</li> <li>・児童チェックシート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始業式</li> <li>・小中英語交流</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観</li> <li>・学級懇談会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年車椅子等体験、</li> <li>・3年クラブ見学</li> <li>・生活アンケート</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権支援全体会</li> <li>・進学に関する小中連携引継ぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6年とのお別れ会</li> <li>・卒業式</li> <li>・修了式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り隊へのお礼</li> <li>・地区児童会、集団下校</li> </ul>

## いじめ未然防止およびいじめ対応のための学校体制



### 「いじめ不登校対策委員会」の役割

- 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談、通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめに関係のある子どもたちへの事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

いじめ解消の定義 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

○いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

※上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

## ○不登校児童への対応方針

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められる。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要がある。不登校に関する発達支持的生徒指導としての「魅力ある学校づくり」を進めると同時に、課題予防的・困難課題対応的生徒指導については、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、多種職の専門家や関係機関とも連携・協働しながら「社会に開かれたチーム学校」としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していく必要がある。

### 学校における教育相談体制について

不登校に限らず、学校の中での課題に対応するためには、まずは、教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢を持ち、学校全体でチームとしての指導・援助を行う体制の充実を図ることが肝要である。校内で情報を共有し、不登校児童生徒についての個別の支援策を作成する。

学校内では、学級担任をはじめ、校内不登校対応委員会の職員で連携を取りながら、支援を行う。教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢を持ち、学校全体でチームとしての指導・援助を行う体制の充実を図る。校内で情報を共有し、不登校児童生徒について支援を行っていく。